

# 交通事故にあったとき

交通事故など、第三者（加害者）の行為によってケガをした場合、**加害者がその費用を負担することとなりますが**、組合員証を使用して治療を受けることも可能です。

ただし、組合員証等を使用して治療を受けた場合は、**共済組合が被害を受けた組合員又は被扶養者に代わって**、治療費等の費用を加害者に請求する権利（代位請求権）を取得しますので、**その場合には必ず共済組合へ連絡し**、以下の書類の提出が必要となります。



## ▶▶ 第三者行為により医療機関等を受診した場合の提出書類

- 損害賠償申告書
- 事故発生状況報告書
- 自動車損害賠償責任保険の契約保険会社の報告書
- 同意書
- 確約書
- 念書

共済組合ホームページにてダウンロードできます。

<http://www.nagasaki-kyosai.jp/>

- 交通事故証明書  
(物件事故扱いの場合は別途「人身事故証明書  
入手不能理由書」の提出が必要です。)

最寄りの警察署にて申請

※その他必要書類を依頼することがあります。

## ▶▶ 組合員証を使った場合の示談について

加害者との間で不利な示談をしてしまうと、共済組合はこれらの費用を加害者に請求することができなくなり、**自己負担となることもあります**ので、組合員証等を使用して治療を受けたときの示談は十分にご注意ください。

## ▶▶ 交通事故にあったら、まず次のことをしましょう

- どんなに小さな事故でも、警察に連絡し、事故（人身事故）の確認を受けること
- 運転者の氏名、住所、免許証番号、車検証、自動車の持主の氏名、住所（営業車のときは、会社名、代表者名）を相手方から聞き取ること
- 共済組合にすぐ連絡すること
- 安易に示談に応じないこと

